

事務連絡
令和3年11月17日

各 〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための
支援事業の請求について（その3）

今般、令和3年11月17日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」において、時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の加算期間を令和4年9月末まで延長する旨お示しし、また、令和3年11月4日付け事務連絡「新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」において、12月1日から新様式の予診票を使用し、それ以降の時間外・休日の接種については、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求するようお示ししました。

また、令和3年11月17日付け事務連絡「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について」においても、個別接種促進のための支援事業を当面の間継続する旨をお示ししました。

については、令和3年8月12日付け事務連絡でお示ししていた時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書の様式等についても下記のとおり所要の変更を行いましたのでお示しします。

また、管内医療機関へ周知していただくとともに、各都道府県及び市町村においては、医療機関からの費用請求へのご対応をよろしくお願ひします。

記

- 「新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」（令和3年11月4日付け事務連絡）にてお示ししたとおり、令和3年12月1日以降に新様式の予診票を用いて行った接種に係る時間外・休日加算については、

V－SYSを活用して請求する接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなったことから、従前にお示ししていた個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書（令和3年8月12日付け事務連絡様式2）から、時間外・休日の接種に係る項目を取り除き、別紙1のとおりお示しします。

- ただし、令和3年12月1日以降も、医療機関等においてやむを得ない理由等により、旧様式の予診票を用いて費用請求する場合は、接種費用はV－SYSを活用して請求する一方、時間外・休日加算分は「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和3年6月23日付け事務連絡）で示した方法となり、接種費用の請求とは別に行うこととなります。その際の、時間外・休日加算分の実績報告書として別紙2をお示しします。
- また、10月・11月期にかかる実績報告書の様式を別紙3のとおりお示しします。11月30日までの時間外・休日加算分の費用については、本様式をご参考にご請求ください。

※ 時間外・休日加算分の費用請求の時期については、全国知事会と公益社団法人日本医師会との間で交わした「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（令和3年2月12日付け締結、同年6月25日付け変更契約締結）の第6条第12項において、令和3年6月23日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」で定義する適用期間ごとに請求するよう定めておりますが（別途の取り決めを行った場合を除く。）、今後、12月1日以降においては、実施した月ごとに請求するよう当該契約書が一部変更される予定です。）

（参考）

○令和3年12月接種分からの、医療機関等の費用請求先等は以下のとおり。

被接種者	請求先	請求費用	提出書類
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	市区町村	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票等
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	国保連合会	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票等

※旧様式の予診票を用いて費用請求する場合、接種費用は上記表のとおりであるが、時間外・休日加算分は別紙2等を用いて医療機関等が所在する市町村に請求する。